

著作権審議会第1小委員会審議経過報告(抄)(平成8年9月)

著作権審議会第1小委員会は、本年4月以来、当面の著作権法改正事項として、①著作権隣接権の遡及的保護の拡大、②執行・罰則規定の整備、③写真の保護期間の見直し、④著作権の保護期間の延長、⑤録音物の再生演奏(附則第14条の廃止)という5項目について審議を行い、約200団体に対して書面での意見を求め、検討を進めた。

その結果、それぞれの課題について、次のように取り扱うのが、適当であると考えられる。

IV. 著作権の保護期間の延長について

我が国は、昭和45年の現行法制定以来、著作権に関する基本的な条約であるベルヌ条約の規定に則り、著作権の原則的保護期間を著作者の死後50年までとしている。

しかし、近年における国際的動向をみると、ヨーロッパ諸国では、1993年10月のECディレクティブの採択を受けて、各国において著作権の保護期間を70年間に延長しつつあるところであり、米国においても、1995年2月に保護期間を70年間に延長するための著作権法改正案が議会に提出されている状況である。

このような国際的状況を踏まえ、権利者団体からは著作権の保護期間を70年にすべきであるとの要望が出されている。

今回寄せられた関係団体からの意見においては、賛成意見のほか、諸外国の動向を更に見極めるべきであるとする意見、権利者団体による著作物の権利情報の整備と著作物の集中管理を一層推進するなど著作物の公正な利用のための方途の検討を求める意見、プログラムの著作物等も含む全ての著作物について一律に70年に延長するのではなく、個別に検討すべきであるとする意見などが出されている。

保護期間の延長の問題は、欧米諸国の保護期間延長の動向を踏まえると、我が国としても積極的に取り組んでいく必要があると考えられる重要な課題である。また、先進諸国の大半が延長を行ってから後発的に取り組むということではなく、国際社会における我が国の積極的な取組姿勢を示していくことに留意する必要がある。

この問題については、今後も、保護期間の延長の意義、影響を更に具体的に検討する必要があると考えられるところであり、国際的動向に留意するとともに、関係者の理解の進展を図りつつ、法律改正について引き続き検討を進めていくべきものと考えられる。